

道の駅「近つ飛鳥の里・太子」出荷要綱

太子町観光・まちづくり協会

(出荷資格)

第1条 道の駅「近つ飛鳥の里・太子」(以下、「道の駅」という。)の出荷資格は次のとおりとする。

- (1) 道の駅の出荷登録者(以下、「会員」という。)であること
- (2) 太子町観光・まちづくり協会(以下、「本協会」という。)

(販売品目)

第2条 道の駅の販売品目は、次のとおりとする。

- (1) 太子町内で生産された農産物
 - (2) 太子町内で生産された商品又は農産物を使用した加工品など
 - (3) その他、本協会が認めた農産物又は商品など
- 2 前項のほか、農産物端境期において、出荷品目が非常に少なく消費者の需要(ニーズ)に応えられない場合は、町外から納入した農産物を販売する。ただし、会員の商品を優先する。

(会員資格等)

第3条 道の駅の会員資格は、次のとおりとする。

- (1) 太子町内在住の者で、太子町内で農作物等を生産又は加工されている個人若しくは法人
 - (2) 太子町外在住の者で、太子町内で農作物等を生産又は加工されている個人若しくは法人
- 2 出荷登録は、個人名又は法人名で行うものとし、任意団体の場合は規約等を有することを登録の条件とし、別紙申込書により申し込むものとする。ただし、個人名での出荷登録は、主たる生産者とする。
- 3 入会金は、5,000円とする。ただし、退会時には、全額返金する。

(販売手数料及び精算)

第4条 会員の販売委託手数料は、販売代金(消費税込み)の15%とする。

- 2 販売代金の精算は、毎月1日から月末までの1月分の販売代金合計額から、次に掲げる金額を控除した額を、翌月10日に会員の指定する口座に振り込むものとする。ただし、振込日が休業日にあたる場合は前営業日とする。
- (1) 会員の販売委託手数料(円未満の端数が生じた場合は、切り捨てた額)
 - (2) バーコードシール1枚当たり1円
 - (3) その他、支払いに要する振込手数料

(搬入及び搬出)

第5条 道の駅の搬入及び搬出時間は、次のとおりとする。

- (1) 搬入の時間は、午前8時から8時45分までとする。
 - (2) 追加搬入の場合は、午前10時以降とし随時可能とする。ただし、本協会から要請した場合は、例外とする。
 - (3) 搬出時間は、午後5時から5時30分までとする。
 - (4) 売れ残った商品は、必ずその日の閉店後30分以内に引き取ること。
 - (5) その日に搬出できない場合は、バックヤードに引き下げるので、必ず翌朝8時から8時30分までに引き取ること。
- 2 道の駅の搬入及び搬出時に、本協会が発行したネームカードを必ず着用すること。
 - 3 引き取る場合は、必ず本人の氏名を確認して引き取ること。
 - 4 指定された品目の搬出については、必ずその指示に従うこと。
 - 5 出荷品目・販売価格・出荷量は出荷者の自由とするが、陳列スペース、残品量等を考慮し、本協会が制限する場合がある。
 - 6 出荷物の包装にあたっては、ホッチキス針等の使用を禁止する。

(販売方法)

第6条 道の駅の販売方法は、次のとおりとする。

- (1) 会員は、持ち込んだ全ての商品について、バーコードシール（値札）を各商品の見やすい位置（指定されたものはその指定位置）に貼り付けること。
- (2) 農産物はバラ売りを基本とし、箱売りについては本協会の指示に従って販売すること。
- (3) 販売価格や量目は、会員が自由に設定できるが、市場価格等を勘案し本協会の意見を踏まえ適正価格や適正量になるよう努めなければならない。
- (4) 販売価格は、消費税込みとし10円単位の価格とすること。ただし、末尾は必ず0円とすること。
- (5) 一度設定された販売価格は、当日の値上げはできない。
- (6) 一度設定された販売価格の値引き（値下げ）は可能であるが、本協会の了承を必ず得ること。ただし、それにかかる費用（バーコードシール）は出荷者負担とする。
- (7) 商品の著しい傷み、劣化、安全性の欠如等により販売することが不適切と判断した場合は、会員の承諾を得ることなくその商品を陳列から撤去する場合がある。

(陳列方法)

第7条 道の駅の陳列方法は、次のとおりとする。

- (1) 商品は、本協会の指示に従って会員自らが分類（商品）別に陳列すること。

- (2) 農産物は、基本施設外に設置するワゴン（平台）と陳列什器とする。
- (3) 後に持って来た人は、先に持って来た人の物が下にならないように気をつけて陳列すること。
- (4) 消費者が買いやすいように、バーコードシールが見えるように陳列すること。
- (5) 一人で多量に搬入（出荷）する場合は、本協会が指定した数量のみ陳列し、残りは平台の下又はバックヤードに置くこと。ただし、極端に多い場合は、追加搬入とすること。

（出荷品の管理）

第8条 道の駅の出荷品の管理は、次のとおりとする。

- (1) 会員が管理することを前提とする。
- (2) 痛み等で販売に問題のあるものは、バックヤードに引き下げ又は持ち帰ること。
- (3) 出荷品の処分は、一切本協会を行わないので、会員が責任をもって行うこと。
- (4) 消費者に情報を伝えるため、出荷物の特徴、賞味期限、保存方法などの説明書等を記載すること。ただし、法令等を遵守した正しい表示とし、消費者を惑わす誇大又は虚偽の表現、薬効等の表示は禁止とする。

（品質管理）

第9条 道の駅の品質管理は、次のとおりとする。

- (1) 商品の取り扱いは、常に清潔で衛生的に行うこと。
- (2) 農薬を使用する会員は、出荷予定日の7日前までに防除日誌（生産履歴帳票）を必ず提出すること。
- (3) 加工食品の許可及び届出義務の必要な品目については、保健所の許可証又は届出書類及び製造物賠償責任保険の加入証書の写しを毎年提出すること。
- (4) 加工食品について、本協会が生産工程や商品の資料（データ）の提示を求めた場合には、直ちに提出すること。
- (5) 加工食品の販売に関しては、関連する法令を遵守すること。
- (6) 販売を行う全ての商品に対し、本協会がその安全性に責任を持ってないと判断した場合には、会員に断りなく販売を中止する場合がある。
- (7) 会員は、駐車場及び店舗内外のゴミ等は自主的に拾い、道の駅の美化の徹底に努めること。

（会員の出荷規制）

第10条 会員の出荷規制は、次のとおりとする。

- (1) 定められた出荷品・数量・規格に従わない場合
- (2) 常に売残品が生ずる商品を陳列する場合
- (3) 売残品について適切な処置をしない場合

(4) 陳列について秩序を守らない場合

(会員の禁止事項)

第11条 会員の禁止事項は、次のとおりとする。

- (1) 道の駅施設内において、会員同志が商品のやり取りを行う行為
- (2) 道の駅施設内において、消費者又は本協会職員に対し直接サービス（値引きや無償提供）及び販売を行う行為
- (3) 会員自らが行う過剰な販売促進を行う行為

(警告カードの実施)

第12条 次の各号に該当する場合は、警告カードを発行する。

- (1) 前2条の規定に違反した場合
- (2) 他人の商品の移動や商品の上に自分の商品を陳列した場合
- (3) 搬入及び搬出時に本協会が発行したネームカードを着用していない場合
- (4) 搬入時の列に割り込みした場合
- (5) 自分の商品の搬出を翌営業日の午前8時30分までに完了しない場合
- (6) 館内で職員の許可なくバーコードシールの貼付作業をした場合
- (7) 職員の許可なく館内の資材を使用した場合
- (8) 事前に職員の許可を得ずに、宣伝POPやシールを作成し出荷した場合
- (9) その他、職員の指示に従わない場合など

2 前項の警告カードが3枚累積した会員は、翌日から7日間の出荷停止とする。

(登録の取消)

第13条 次の各号のいずれかに該当するときは、出荷登録申込みを取り消しすることがある。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 会員で1年間出荷のないとき。
- (3) 会員が消費者と道の駅施設内において直接取引を行ったとき。
- (4) 道の駅の事業を妨げる行為、又は本協会の信用を傷つける行為をしたとき。

(連絡方法)

第14条 本協会及び道の駅から会員への連絡方法は、次のとおりとする。

- (1) 原則バックヤード内に設置される各会員連絡BOXにて行う。
- (2) 出荷品の売上状況の通知は、メールにて行う。

(改廃)

第15条 この要綱の改廃は、本協会役員会の議を経て、本協会会長が決定する。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、道の駅への出荷について必要な事項は、本協会会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。